

Title	C・ブラック編『ロシア社会の變質』： 一八六一年以後の社会變化の諸相
Sub Title	Cyril E. Black (ed.) : The transformation of Russia society
Author	中澤, 精次郎(Nakazawa, Seijiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.6 (1961. 6) ,p.125- 128
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610615-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Cyril E. Black (ed.):

The Transformation

of Russia Society

Aspects of Social Change since 1861

Harvard University Press, 1960, vii+695 pp.

C・ブラック編

『ロシア社會の變質』

——一八六一一年以後の社會變化の諸相——

本書は、一九五八年四月、ニューヨークで開かれた American Council of Learned Societies と Social Science Research Council のスラブ研究合同委員会主催の學會で報告された三編の論文を収録する。本書は、その編集者 C. Black が「序論」において指摘しているが、戦後のアメリカにおいて急速に増大したロシアへの學問的な關心の態様、乃至は、現代ソヴェットの政治・經濟あるいは思想を對象とする従來の非歴史的・個別的な研究にたいする方法的な反省として、いいかえると對象の基盤的社會との關連にお

ける發展的な把握によりロシア研究に新たな局面を展開しようとする積極的な意圖をもつて公けにされたものであり、その意味においては、確かに貴重な一書たり得るのではないかと考えられる。

まず構成についてみると、本書は、封建的な農業國から社會主義的な工業國への急速な變容、いかえると現代ソヴェットを一環とする「ロシア社會の變質」の解明は、一八六一一年を始點としなければならぬと理論づける C. Black の「序論」と本論からなり、本論はまたこのうちな七つの部分から構成されている。すなわち「第一部 社會と變化」には T. Parsons, A. Gershenkron, W. Eason の「第二部 法 政治」および社會變化」には Z. Brzezinski, L. Haimson, J. Hazard, S. Monas, A. Vucinich, T. Von Laue の「また「第三部 社會階級」には R. Feldmesser, G. Fischer, A. Edeen, L. Volin, J. Gliksmann, R. Gartloff の譯論文が收められており、「第四部 教育 學術研究」および宗教」では G. Bereday, H. Bowman, N. Dewitt, J. Curtiss, N. Timasheff の「第五部 家庭 青年」および厚生」では K. Geiger, V. Dunham, A. Kassof, K. Mehnert, B. Madison, M. Field の「第六部 個人的ならびに社會的價值」では J. Reshetar, F. Barghoorn, R. Tucker, G. Kline, R. Fisher, H. Dicks の諸論文が載せられている。そして「第七部 結論」では、

C. Black によつて、一八六一年以後のロシア社會の變質が「近代化」という一般概念を通して取上げられ、ロシアにおける社會變化的世界史的な普遍性とロシア的な特殊性、および兩者と指導者・政治結社あるいは國家政策との關連についての解答が提示されている。しかしここでは、本書に収録されたすべての論文——なお第二部、第三部、第四部、第五部、第六部においては M. Fainsod, A. Inkeles, S. Harcave, R. Bauer, H. Speier による「概要と批評」が付されている——を逐一紹介することをやめ、特に興味を覺えた論文の一つである Z. Brzezinski の「専制政治の諸類型」を取上げて、本書の紹介をしたいと思う。なお彼には、C. Friedrich との共著『Totalitarian Dictatorship and Autocracy (1956), The Permanent Purge: Politics in Soviet Totalitarianism (1956), Political Controls in the Soviet Army (1959), The Soviet Bloc: Unity and Conflict (1960)』によつて示されているような豊かな研究歴がある。

「専制政治の諸類型」と題した論文において、彼は、まず近代國家の行政は形態的には、權力が法的・政治制度的あるいは社會的な諸制約を甘受し、肯定する立憲的 constitutional な形態と、かかる諸制約を拒否し、否定する専制的 autocratic な形態とに大別できるとし、改めて専制的な行政の一般的な指標の若干を強調した後、

帝政時代の行政とソヴェト時代のそれを觀察する。彼によると、行政機關による國家權力の全面的且つ決定的な掌握、首長への權力の過度の集中、寵臣あるいは寵臣的な權力裝置の存在、したがつてまた極度の中央集權化と苛酷な壓制ならびに司法權の獨立侵害といったツァーの行政にみられる基本的な特徴は、ソヴェトの行政においても等しく見出されるところであり、したがつてツァーの行政とソヴェトの行政は相似していると、いう。しかればかかる相似性から直ちに、一八六一年以後のロシアの行政は類型的には一貫して専制的であつたとして、すなわち歴史的な連續性を引出して差支えないであろうか。彼は、かく設問してさらに考察を過ぎるように進展させ。

すなわち、ツァーの行政もソヴェトの行政も共に専制的と規定できむが、そのことによつて兩者の質量的な差異を見逃してはならない。まず行政權力にたいする制約一般を、大憲章・權利章典のような直接的制約、經濟的・宗教的・地域的團體などの要するに近代社會の多元性に因る間接的制約、風土・傳統・國民性のような自然的制約に整理した上で問題の對象を比較検討してみると、ツァーの行政は直接的制約のみを否定し、拒否しているが、ソヴェトの行政は直接的制約は述べるまでもなく、間接的制約をも拒否し、また時には自然的制約すらも否定する。勿論、このような行政權力とそれに

たいする制約との關係にみられる差異は、所與の社會にたいする行政權力の基本的な態度に由來するのであつて、先驗的な價值原理を全面的に肯定するツァー政府の對社會的な態度は温情主義的であり、また本質的に現狀維持的であつた。それ故にツァーの行政權力は、先驗的な價值體系を積極的に承認するかぎりにおいて、あるいは現狀維持的であるかぎりにおいて、かかる方向からの制約を餘儀なくされており、したがつてそれを温情主義的專制とみることができよう。しかるに、獨斷的な綱領に基づく意識的な行動を喚起するイデオロギーに基礎されたソヴェト政府は既存の社會を革命的に否定する。行政權力は所與の諸制約から完全に解放されて、著しい包括性と浸透性を備えるに至り、革命によつて創造された新社會はそのすみずみまでも行政的に編成され組織づけられ、行政にたいする不平と敵視はすべて破砕し盡されている。したがつてそれを全體主義的專制と呼ぶことができよう。かくして、そこには明確に區別し得る差異、非連續的な側面を認めることが可能となる。しかしながら、そもそも連續性と變化とは常に相關的な關係にある。いいかえると、今日のロシアの行政にみられる全體主義的な類型の專制はツァーの專制的な行政の漸進的な變化の過程に内在していたか否か、という問題が改めて提起されねばならないと、彼は指摘する。そして彼によると、ツァー政府は、一九世紀後半以降の急速な資本主義

的な發展にもなつて表面化した改革への要求あるいは變革の主張に即應乃至は對應する努力を、いいかえると政治體制と社會との間隙を充填する努力を拂つたとはいへ、常に不徹底な讓歩と抑壓の間に逡巡していたが、ソヴェト政府はかかる間隙の存在・充填の必要を理論的に全く認めないと、いいかえるとツァーの權力は、現狀を維持し、社會的・傳統的な諸制約の枠内で機能することに専心する前全體主義的專制主義の一變形であるが、ソヴェトの權力は、包括的な統制と社會の再形成に献身する全體主義的力本主義の表現とみられると、理解されている。

以上、N. Brezinskiの論文を紹介したが、そこにみられるような連續性あるいは非連續性の探究という問題意識は、本書に収録されたすべての論文に共通して認められるところであり、またそれは、本書における研究對象あるいは視角の多様さとあいまつて、ロシア乃至はソヴェトにたいする大きな關心を呼び起こしてくれる。しかし論旨の充分な展開となると、それを缺く論文も實は少くはない。たとえば N. Brezinski のそれについていえば、ソヴェトの行政の全體主義的な性格が「過去において存在していた傾向の私生子」に他ならぬのか否かという問題點は、必ずしも判明には解かれてはいない。このようなことは本書の構成上の性格、あるいはまた Black の指摘しているように發展的な把握を基礎づける理論その

ものの未成熟さのためかも知れないが、いずれにせよ、本書の執筆者のほとんどがアメリカのソヴェト研究者であることは記憶されていてよいのではないかと考える。

(中澤精次郎)

吉岡金市著

『森近運平』

——大逆事件の最もいたましい

犠牲者の思想と行動——

森近運平は、いわゆる大逆事件の犠牲者の一人である。明治天皇暗殺の陰謀をくわだてたというので、明治四三年五月二五日、宮下太吉が信州松本近郊の明科で檢舉されてから全國で一、〇〇〇名近くの社會主義者がいつせいに檢舉され、結局二六名が法廷に送られた。翌一月一日に判決があり、二四名が死刑、のこる二名が懲役一二年、同八年の刑を宣告された。死刑を宣告されたものうち半数の二二名が翌一九日死一等を減せられ無期となつたが、これら二六名のうち三、四名をのぞく他の大部分の人々はまったく事件と關係なく無罪であることは事件當時から語りつたえられ、敗戦後この

方面の研究が自由にされるようになってからそのことが確認されるようになった。森近運平も、まったく事件とは關係のない、いたましい犠牲者の一人であり、明治四四年一月二四日絞首臺上に消えたのである。

著者吉岡金市博士が森近運平に關心をもちはじめたのは、明治四四年春であり、そしてこの「大逆事件の最もいたましい犠牲者——森近運平」の傳記をかかねばならないと思いつたのは、大正一一年春であるという。この傳記をかかねばならないと思つてから、まさに四〇年の月日がながれたわけである。なぜ森近の傳記をかかねばならなかつたかの理由について吉岡博士は、森近と博士とは「同郷・同窓・同學という因縁の外に、彼が自然科学と社會科學を統一したすぐれた農業理論家であり、理論と實踐を統一した人道主義的な社會活動家であつたというところに、特別の關心を拂つていました」(三六一頁)と説明されているが、この言葉のなかに本書のポイントが端的に示されている。さて、本書は、

序——本書のなりたち

- 一、大逆事件の歴史的意義
- 二、大逆事件と森近運平
- 三、森近運平の生い立ち
- 四、森近運平の人と事業